

11/19 金

「駆け付け警護」付与命令

防衛相 犠牲出たら「私の責任」

稻田朋美防衛相は十八日、南スーザンの国連平和維持活動(PKO)に派遣する陸上自衛隊部隊に安全保険関連法に基づく新たな任務の「駆け付け警護」と「宿営地の共同防衛」を付与する命令を出した。新任

務を担う部隊の先発隊が二十九日、青森空港から現地へ出発する。その後、順次南スーザン入りし、来月十二日から新任務が遂行可能となる。現地情勢は流動的で、戦闘に巻き込まれるリスクが高まるのは必至だ。

衛隊員に犠牲者が出了場合について「全ての」との責任は私にある」と語った。命令は、南スーザンPKOの自衛隊行動命令の一一部を変更する内容で、派遣部隊の活動地域をジュバとその周辺に限定。新任務の実施地域も同様となる。医官を二人から四人に増員する作業を進めて任務の遂行開始に備える。出発に先立ち稻田氏は十九日に青森駐屯地(青森市)を訪れ、壮行行事で激励する。

防衛省によると、派遣される陸自第九師団第五普通科連隊(青森市)が中心の第一次隊約三百五十人のうち、先発隊約百三十人が今月二十日に出国。翌二十一日にジュバに入る。現在派遣中の部隊からの引き継ぎに到着する見通しだ。十二月次隊長は田中仁朗一等陸佐が務める。

十五日までは全員が現地に到着する見通しだ。十二月次隊長は田中仁朗一等陸佐が務める。